

「緑確保の総合的な方針」改定の概要

緑確保の総合的な方針

- 【策定】 東京都・特別区・市町村(島しょを除く)
- 【経緯】 平成22年5月に策定 平成28年3月一部改定(確保地を追加、公表)
当初の計画期間を令和元年度末に終えるため改定
- 【概要】 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保するため、今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出する緑や先導的に取り組む緑施策を提示

改定検討の経緯

- 平成30年12月 都区市町村合同推進委員会にて検討を開始
- 令和元年度 幹事会(幹事:課長級) 3回(5月、9月、11月)
委員会(委員:部長級) 1回(令和2年1月)
パブリックコメント(令和2年2月13日～3月19日)
- 令和2年度 委員会(委員:部長級) 1回(6月)

◆これまでの成果

- 平成22年、確保地約305haを公表、平成28年、確保地約134haを追加
- 確保地約439haのうち約315haを確保(約72%)、確保候補地を含め約419haを確保

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな確保地の設定および施策を提示
- 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

改定の概要

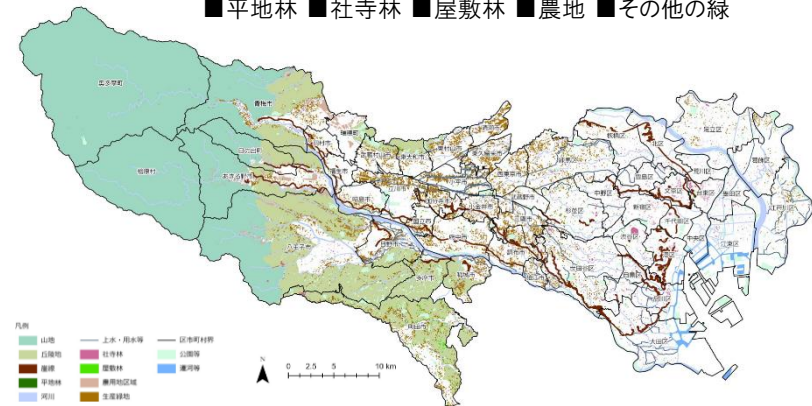
I 既存の緑を守る方針

- ◆計画期間：令和2年度から令和11年度までの10年間
- ◆既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、確保することが望ましい緑を確保地として抽出。箇所・面積のリスト、位置図を公表。下表参照

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準1～3		特定生産緑地			
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	60	19	2,025	398	456	127
市町村	71	181	8,912	2,497	162	75
東京都	23	106			38	637
合計	154	306	10,937	2,894	656	839

- ◆確保地 ……今後10年間に確保を目指す対象地
水準1：都市計画公園・緑地事業、特別緑地保全地区等により確保
水準2：法や条例に基づく許可並びに優遇税制等により確保
水準3：届出制や協定等により確保
特定生産緑地：指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定
- ◆確保候補地 ……計画期間にとらわれず確保を目指す対象地

緑の系統分類 ■山地 ■丘陵地 ■崖線 ■河川 ■上水・用水・水路等 ■湧水 ■平地林 ■社寺林 ■屋敷林 ■農地 ■その他の緑



II まちづくりで緑を創出する取組

計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示

III 緑の確保を更に推進する取組

緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりを更に進めるために、先導的な施策を提示